

西宮市消防音楽隊運用要綱

- 【沿革】 H18. 6. 15 西消局通達 6 号「制定」
H27. 12. 3 西消局通達 3 号「第 1 次改正」

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市消防音楽隊運営規程（昭和63年西消局訓令第 2 号。以下「規程」という。）第16条に基づき、音楽隊の運用について、必要な事項を定める。

(楽器等の管理)

第 2 条 副隊長は、楽器その他の用具及び楽譜（以下「楽器等」という。）の管理について、隊員を指導するものとする。

- 2 隊員は、規程第 4 条第 5 項により楽器等を点検したときは、点検結果を様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号に記入しなければならない。
- 3 副隊長は、楽器等の破損が生じた場合、直ちに様式第 4 号により隊長に報告しなければならない。
- 4 隊員は、個人練習で楽器を持ち出す場合、様式第 5 号により副隊長に願い出て、承認を受けなければならない。

(選曲)

第 3 条 音楽隊の出演に関する選曲については、副隊長、楽長及び副楽長の協議により決定するものとする。

(担当)

第 4 条 音楽隊に、規程第 4 条第 2 項の役職以外に、木管楽器担当、金管楽器担当、打楽器担当、パレード・ドリル担当、企画担当、物品管理担当及び楽譜管理担当を置くことができる。

- 2 前項に掲げる担当は、隊員の中から副隊長が指名するものとし、次の各号に掲げる用務を行うものとする。
 - (1) 木管楽器担当は、木管楽器に係る隊員の演奏技術向上を図るための研究を行うものとする。
 - (2) 金管楽器担当は、金管楽器に係る隊員の演奏技術向上を図るための研究を行うものとする。
 - (3) 打楽器担当は、打楽器に係る隊員の演奏技術向上を図るための研究を行うものとする。
 - (4) パレード・ドリル担当は、パレード・ドリルに係る隊員の技術向上を図るための研究を行うとともに、パレード・ドリルを要する出演についての演出を行うものとする。
 - (5) 企画担当は、出演における演奏効果を上げるための演出の研究を行うものとする。
 - (6) 物品管理担当は、隊員個人の管理に属さない物品及び消耗品の管理を行うものとする。
 - (7) 楽譜管理担当は、楽譜の管理を行うものとする。

(個人練習)

第5条 規程第11条第2号の個人練習を、消防庁舎の会議室その他庁舎内及び敷地内（以下「会議室等」という。）を使用して実施しようとする隊員は、当該会議室等の管理責任者の承諾を得るとともに、副隊長に連絡しなければならない。

2 前項の練習を実施した隊員は、副隊長に報告しなければならない。

（演奏服以外の服装）

第6条 隊長は、出演の状況に応じて、演奏服以外の服装を指定することができる。

（人員搬送車の使用）

第7条 出演のための移動については、原則として、人員搬送車を使用するものとする。

（講師調整）

第8条 講師委嘱及び謝礼金に関する事務は、消防局総務課において処理し、講師との練習日程その他必要な調整は、副隊長が行うものとする。

（調整会）

第9条 音楽隊内における調整会は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運営調整会

ア 内 容 音楽隊運営に関する事項

イ 招集者 隊長

ウ 対 象 隊長が指名する者

エ 開 催 随時

(2) 企画調整会

ア 内 容 特別企画に関する事項

イ 招集者 隊長又は副隊長

ウ 対 象 隊長又は副隊長が指名する者

エ 開 催 随時

付 則

この要綱は、平成18年6月15日から実施する。

付 則

この要綱は、令達の日から実施する。